

第2次塩竈市地域安全まちづくり基本計画
(令和4年度～令和8年度)

塩竈市

令和4年3月

第2次塩竈市地域安全まちづくり基本計画

第1章 第2次塩竈市地域安全まちづくり基本計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・01
2. 安全の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・01
3. 第2次計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・02
4. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・02
5. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・02

第2章 塩竈市を取り巻く安心安全の状況と課題

1. 本市における犯罪の発生状況・・・・・・・・・・03
 - (1) 刑法犯認知件数の推移
 - (2) 全国及び宮城県との比較
2. 本市における犯罪の特徴・・・・・・・・・・04
 - (1) 罪種の内訳
 - (2) 窃盗犯罪の内訳
3. 第1次計画における課題・・・・・・・・・・06

第3章 第2次塩竈市地域安全まちづくり基本計画

1. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・07
2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・07
 - (1) 意識づくり
 - (2) 地域づくり
 - (3) 環境づくり

第4章 具体的な施策

1. それぞれの役割	09
2. 具体的な施策	10
意識づくり	10
(1) 防犯意識の普及啓発	
(2) 情報の共有	
地域づくり	12
(1) 防犯・安全活動の活性化	
(2) 女性・子どもを犯罪から守る取組の推進	
(3) 高齢者が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	
(4) 犯罪被害者やその家族が相談しやすい環境の整備	
環境づくり	14
(1) 犯罪の防止に配慮した住環境の整備	
(2) 児童生徒の安全の確保	
(3) 犯罪の防止に配慮した事業所の整備	
(4) 観光旅行者の安全の確保	

第1章 第2次塩竈市地域安全まちづくり基本計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

本市では、地域社会における犯罪の防止に配慮したまちづくりを推進するため、塩竈市地域安全まちづくり基本計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、「自らの安全は自らで守る」という信念のもと、将来にわたって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指してきました。

令和2年における本市の刑法犯認知件数は197件（前年比：－70件）であり、第1次計画に掲げた「令和2年における刑法犯認知件数：200件以下」という目標は達成されましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛が要因であると考えられ、感染症に乗じた新たな犯罪の発生など、依然として多くの市民が犯罪被害に対する不安を抱いている状況にあります。

また、「特殊詐欺」をはじめとする現代的な犯罪に対し、的確かつ柔軟に対応することが求められています。

以上のことを踏まえ、第1次計画に基づき取り組んできた防犯施策を基本としつつ、令和4年度から令和8年度までを計画の期間とする第2次塩竈市地域安全まちづくり基本計画（以下「第2次計画」という。）を策定しました。

2. 安全の定義

第2次計画において、安全という用語の定義は、「市民の生命、身体及び財産を危害又は損害から守ること」とします。

3. 第2次計画の位置付け

- ・塩竈市地域安全まちづくり条例の目的である「安全で安心な住みよいまち」を実現するための計画とします。
- ・第2次計画の推進にあたっては、「第6次長期総合計画」及び「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第3期）」との上位計画として位置付け、整合を図ります。
- ・第6次塩竈市長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）のまちづくりの方向性に掲げる「安全で安心なコンパクトさを生かした住環境づくり」を実現するための計画とします。

4. 基本理念

市や市民、事業者などがそれぞれの責務を果たしつつ協働し、「犯罪が起こりにくいまちづくり」を推進すること基本理念とします。

【第6次長期総合計画における「まちづくりの目標」等】

- 「まちづくりの目標」
快適で住み続けられるまち
- 「まちづくりの方向性」
～安全で安心なコンパクトさを生かした住環境づくり～
- 「施策の柱」
災害に対するレジリエンス（しなやかな強さ）を持ち、安全・安心に生活できる
- 都市環境づくり
犯罪が起こりにくいまちづくりを実現するため、関係機関と連携・協力し、「意識づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」に取り組みます。

5. 計画期間

第2次計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

6. 基準年

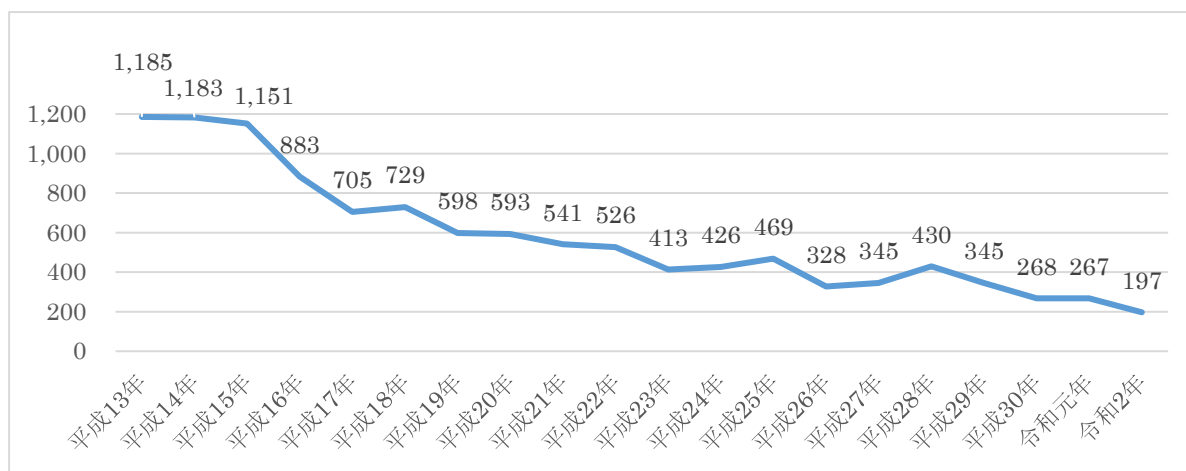
第2次計画の基準年は、令和元年とします。（犯罪認知件数に関し、新型コロナウイルス感染症拡大対策として、実施された緊急事態宣言などによる外出制限などの特殊事情を考慮し、基準年は令和元年とします。）

第2章 塩竈市を取り巻く安心安全の状況と課題

1. 本市における犯罪の発生状況

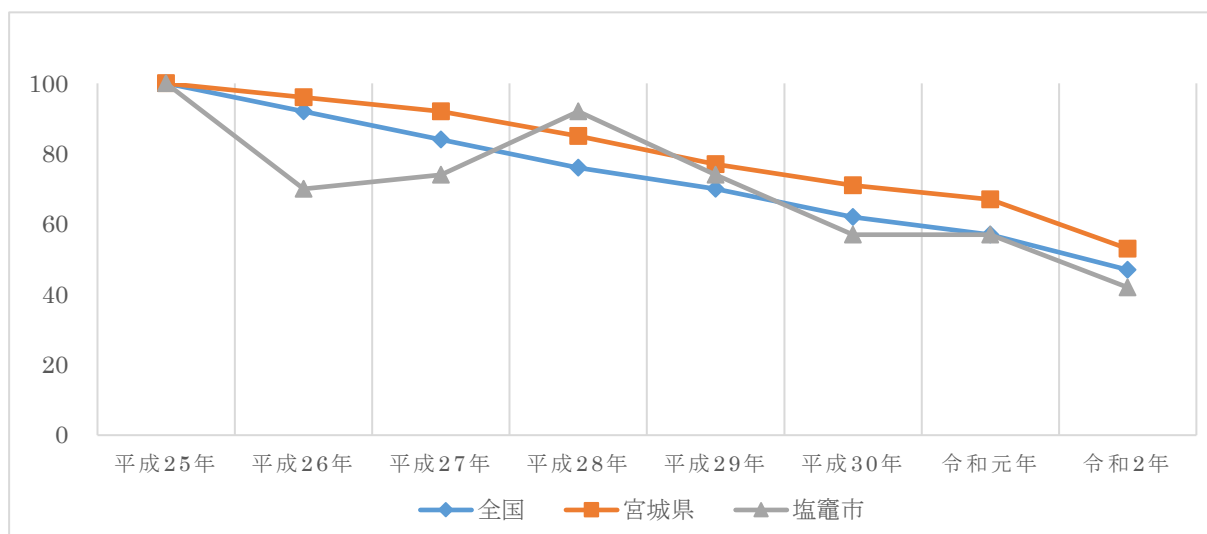
(1) 刑法犯認知件数の推移

令和元年における本市の刑法犯認知件数は267件であり、平成13年をピークに減少傾向にあります。過去5年間（平成27年328件→令和元年267件）で比較すると、－18.6％減少しています。



(2) 全国及び宮城県との比較

平成25年を基準年（基準値：100）とし、本市の刑法犯認知件数の推移を全国及び宮城県と比較した場合、下記のとおりです。

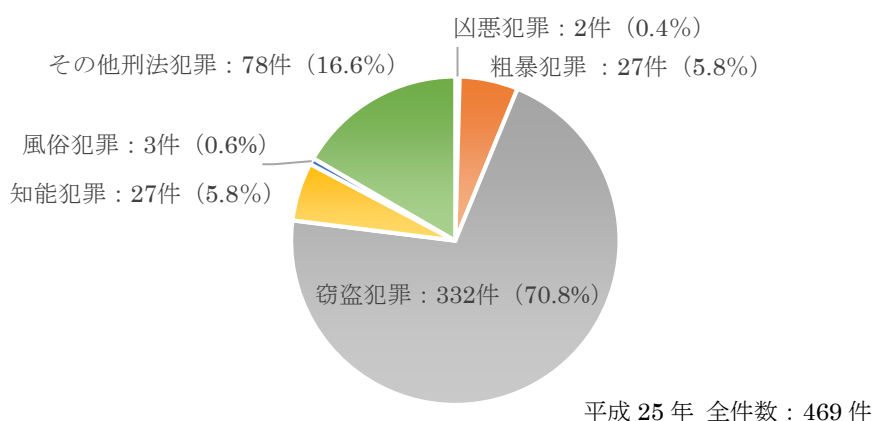


2. 本市における犯罪の特徴

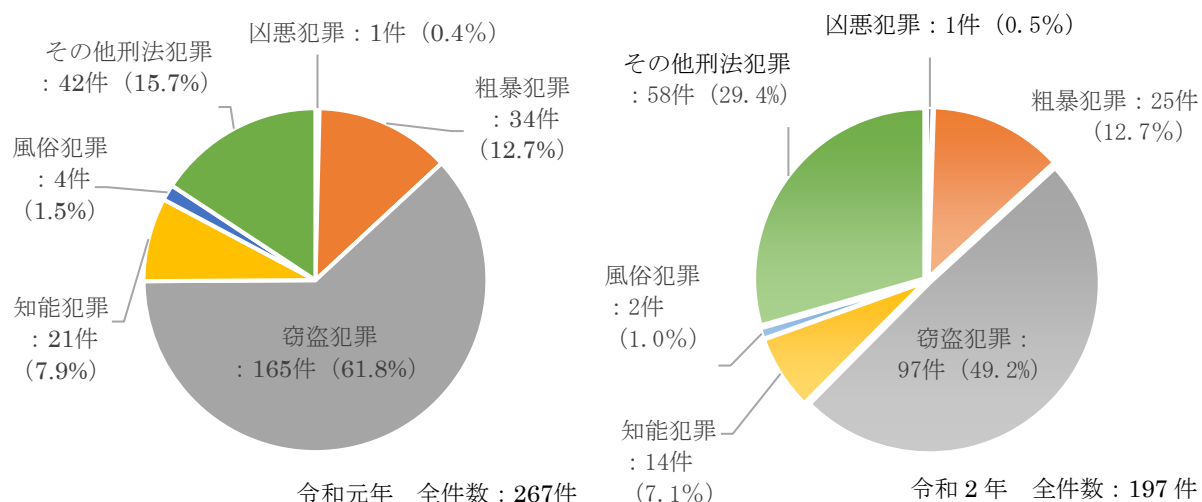
(1) 罪種の内訳

- ・令和2年では「窃盗犯罪」が全体の49.2%を占めていますが、平成25年（第1次計画の基準年）と比較した場合、全体に占める割合は減少しています。

【刑法犯 罪種別構成表（平成25年）】



【刑法犯 罪種別構成表（令和元・2年）】



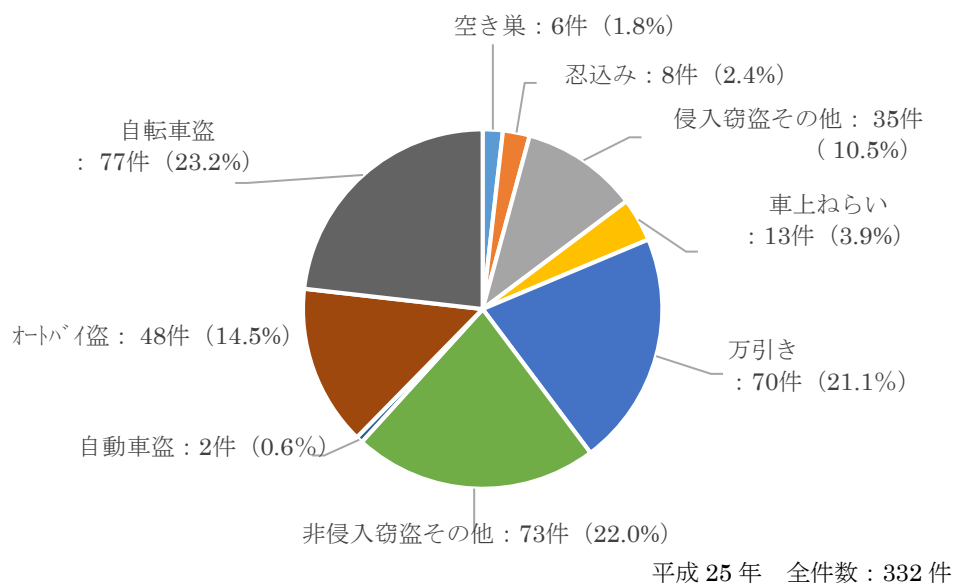
【罪種の解説】

- ①凶悪犯・・・殺人，強盗，放火，強姦
- ②粗暴犯・・・暴行，傷害，脅迫，恐喝，凶器準備集合
- ③窃盗犯・・・窃盗
- ④知能犯・・・詐欺，横領（占有離脱物横領を除く），偽造，汚職，背任など
- ⑤風俗犯・・・賭博，わいせつ
- ⑥その他・・・器物損壊，公務執行妨害，住居侵入，逮捕監禁など

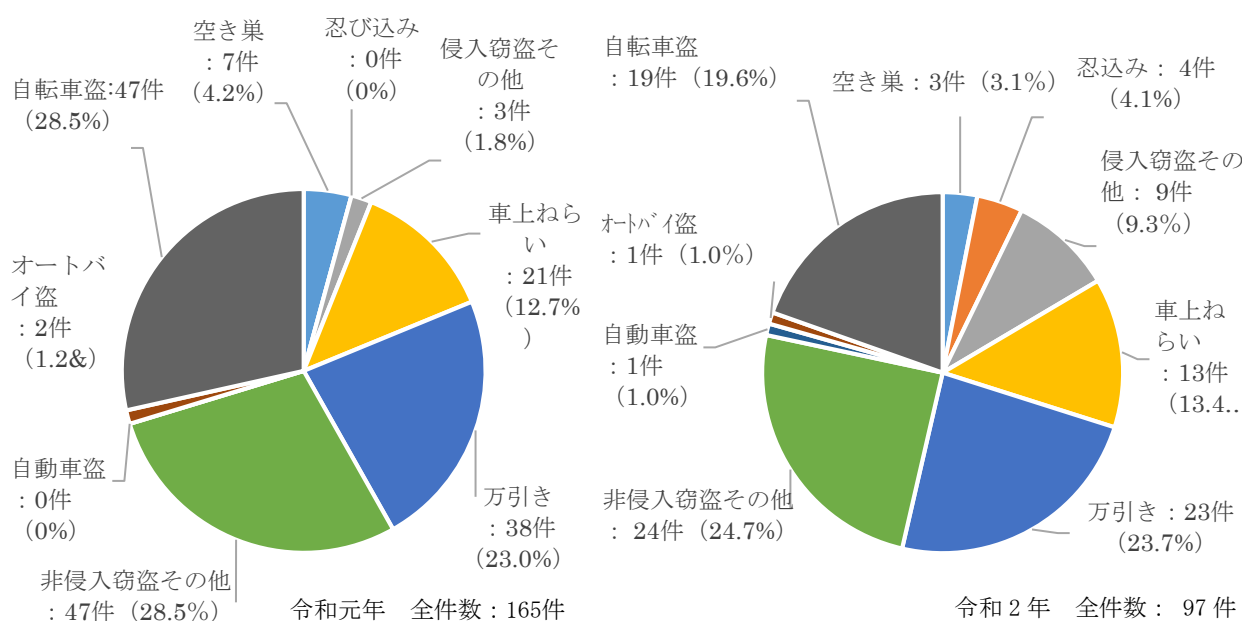
(2) 窃盗犯罪の内訳

- ・令和2年では「万引き」、「非侵入窃盗その他」及び「自転車盗」の占める割合が大きいと言えますが、平成25年と比較した場合、この傾向に変化は見られません。
- ・平成25年との比較では「車上ねらい」の割合が増加し、「オートバイ盗」の割合が減少しています。

【窃盗犯罪の内訳（平成25年）】



【窃盗犯罪の内訳（令和元・2年度）】



3. 第1次計画における課題

本市における犯罪認知件数は減少傾向にありますが、「窃盗犯罪」が多数を占めている状況に変わりはなく、また、架空請求をはじめとする高齢者を狙った特殊詐欺（「知能犯罪」）被害の増加が懸念されるなど、新たな課題も生じています。

近年、安全・安心に対する意識は高まりを見せており、地域、事業者、警察、行政などの各主体はそれぞれの取組を強化していますが、上記課題の解消や第2次計画の基本理念である「**犯罪が起こりにくいまちづくり**」を推進するためには、各主体が行っている取組の充実・強化はもちろんのこと、これら取組を連携させ、より効果的なものとするのが重要です。

第3章 第2次塩竈市地域安全まちづくり基本計画

1. 目標

	基準年 (令和元年)		目標 (令和4年度～令和8年度)
刑法犯認知 件数	267件		200件以下継続

令和2年における刑法犯認知件数は197件（前年比：－70件）でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態宣言などによる、外出自粛が要因であると考えられ、平成30年における刑法犯認知件数：268件や令和元年における刑法犯認知件数：267件こそが、本市における刑法犯認知件数の実態であると思われます。よって、基準年はこの影響がない令和元年を基準年とします。

このことに鑑み、令和4年度から令和8年度までの5年間、刑法犯認知件数：200件以下を継続することを目標とします。

2. 基本方針

第2次計画を総合的かつ計画的に推進するため、「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」の3つを基本方針とします。

(1) 意識づくり

「意識づくり」とは、「自らの安全は自らで守る」という一人ひとりの防犯意識を高揚させるための取組です。

本市では、「窃盗犯罪」が刑法犯認知件数の多数を占めているなど、市民生活に身近なところで犯罪が発生しています。

また、日常生活を脅かす「特殊詐欺（オレオレ詐欺や架空請求詐欺、還付金詐欺など）」は、社会情勢の変化などに応じて手口を巧妙化・多様化させています。

「犯罪が起こりにくいまちづくり」を推進するためには、一人ひとりが「自らの安全は自らで守る」という意識を持ち、防犯活動に取り組む必要があります。

(2) 地域づくり

「地域づくり」とは、地域に対する愛着や連帯感を醸成するための取組です。犯罪の発生を防止するためには、市民生活に身近な地域コミュニティが中心となり、お互いに力をあわせ、支えあいながら防犯対策を講じていく必要があります。

また、事業者、警察、行政などの各主体と連携し、より効果的な取組とすることが重要です。

(3) 環境づくり

「環境づくり」とは、「犯罪に遭わない、起こさせない」環境を整えるための取組です。

犯罪の発生を防止するためには、ソフト事業による対策は勿論のこと、犯罪が発生しやすい場所を「犯罪が発生しにくい場所」にすることが必要です。

各主体が地域の実情を共有し、通勤・通学路や公園など、犯罪が発生しやすい場所の防犯性を向上させることが重要です。

第4章 具体的な施策

1. それぞれの役割

市

市は、「犯罪が起こりにくいまちづくり」を推進するため、市民、事業者、土地建物所有者等と協働・連携し、具体的な施策の推進に取り組みます。

市民

市民は、お互いに力をあわせ、支えあいながら連携を深め、一人ひとりの防犯意識の高揚に取り組みます。

事業者

事業者は、事業活動を行うにあたり、「犯罪が起こりにくいまちづくり」を推進するために必要な措置の実施に取り組みます。

土地・建物所有者等

空き地や空き家を犯罪の温床としないためにも、土地・建物所有者等は、所有又は管理する土地若しくは建物の適正な管理に取り組みます。

2. 具体的な施策（・は継続して取り組む施策、◎は新たに取り組む施策）

意識づくり・・・防犯意識を高揚させるための施策

(1) 防犯意識の普及啓発

①防犯協会・町内会などへの支援

- ・ 防犯協会が行う防犯活動に対する助成 【市】
- ・ 防犯協会との連携による防犯キャンペーンなどの実施 【市】
- ・ 防犯講座などの開催 【市】

②広報活動の推進

- ・ 広報紙やホームページへの掲載などによる防犯意識の普及啓発 【市】
- ・ リーフレットの作成・配布などによる防犯意識の普及啓発 【市】

③安全教育の推進

- ・ 商業施設、商店街のパトロールや声かけ 【市、市民、事業者】
- ◎薬物の乱用防止や特殊詐欺に加担させないための道德教育 【市】

④従業員教育の推進

- ◎従業員も地域の一員であることを踏まえた防犯教育 【事業者】
- ◎防犯訓練の実施 【事業者】

(2) 情報の共有

①情報の収集・提供

- ・ 関係機関との連絡体制の整備 【市】
- ・ 犯罪に関する情報の共有 【市、市民、事業者】

②現代的な犯罪への対応

- ◎ 特殊詐欺の手口や対処方法に関する情報の提供 【市】
- ◎ インターネット・スマートフォンの安全な利用に関する情報の提供 【市】

地域づくり・・・地域コミュニティを中心とした防犯対策を推進するための施策

(1) 防犯・安全活動の活性化

①パトロールの実施

- ・ 防犯協会による市内パトロールの実施 【市民】

②自転車盗難防止活動の実施

- ・ ツーロック（二重施錠）の奨励 【市民】
- ・ 駐輪場パトロールの実施 【市、市民、事業者】

③地域における防犯活動の実施

- ・ 一軒一灯運動の推進 【市民】
- ・ 周辺の安全点検 【市民】
- ・ 施錠の徹底 【市民】
- ・ 防犯講座などへの参加 【市民】

④あいさつ運動の実施

- ・ あいさつを契機とする連帯感の醸成 【市民】

(2) 女性・子どもを犯罪から守る取組の推進

①女性が相談しやすい環境の整備

- ◎関係機関との連携による相談体制の充実 【市】

②子どもの健やかな成長の推進

- ・新入学児童へのリーフレット配布などによる防犯意識の普及啓発 【市】

(3) 高齢者が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

①支援ネットワークの構築

- ・福祉・年金、金融機関など関係団体で構成する高齢者を
犯罪被害から守る支援ネットワークの構築 【市、市民、事業者】

②特殊詐欺被害防止対策の普及啓発

- ◎市広報やチラシの配布などによる特殊詐欺の手口や
対処方法に関する情報の提供 【市、市民、事業者】

- ◎金融機関職員などによる特殊詐欺被害が疑われる
高齢者への声かけ 【市民、事業者】

(4) 犯罪被害者やその家族が相談しやすい環境の整備

- ・関係機関との連携による相談体制の充実 【市】

環境づくり・・・「犯罪に遭わない、起こさせない」環境を整えるための施策

(1) 犯罪の防止に配慮した住環境の整備

①空き地や空き家を犯罪の温床としないための取組の実施

- ・ 施錠や柵の設置による不審者の侵入防止 【土地・建物所有者等】
- ・ 定期的な除草による監視性の確保 【土地・建物所有者等】
- ・ 老朽化に伴う倒壊事故などの防止 【土地・建物所有者等】
- ・ 放火による出火や延焼拡大などの防止 【土地・建物所有者等】
- ◎空き地や空き家の利活用の推進 【市】

②防犯灯の設置

- ・ 町内会などによる設置の推進 【市民】
- ・ 町内会などが設置するＬＥＤ防犯灯に対する助成 【市】

③防犯カメラの活用

- ◎犯罪の発生抑止につながる設置 【市・市民・事業者】
- ◎個人情報やプライバシー保護に配慮した設置・運用 【市・市民・事業者】

④犯罪の防止に配慮した駐輪場の整備

- ◎盗難に遭いにくい施設整備の推進 【市、事業者】

⑤狭隘な道路の整備 【市、土地・建物所有者等】

⑥開発行為に伴う安全・安心の確保

- ・ 防犯灯の設置や交通安全対策に関する助言 【市】
- ・ 防犯灯の設置に関する協議 【市民、事業者】
- ・ 見通しが悪い箇所へのカーブミラーの設置など 【市、事業者】

(2) 児童生徒の安全の確保

①学校における安全の確保

◎防犯カメラなど防犯機器の設置・点検 【市】

②通学路における安全の確保

・通学路の安全点検 【市】

・不審者に関する情報の共有 【市、市民】

・子ども１１０番の家の拡充 【市、市民、事業者】

◎スクールガードリーダー、子ども安全サポーター制度の拡充 【市】

③児童生徒を守るための安全教育の推進

・危機管理マニュアルの作成 【市】

・不審者の侵入などを想定した教職員向け防犯研修などの開催 【市】

・児童生徒向け防犯講座などの開催 【市】

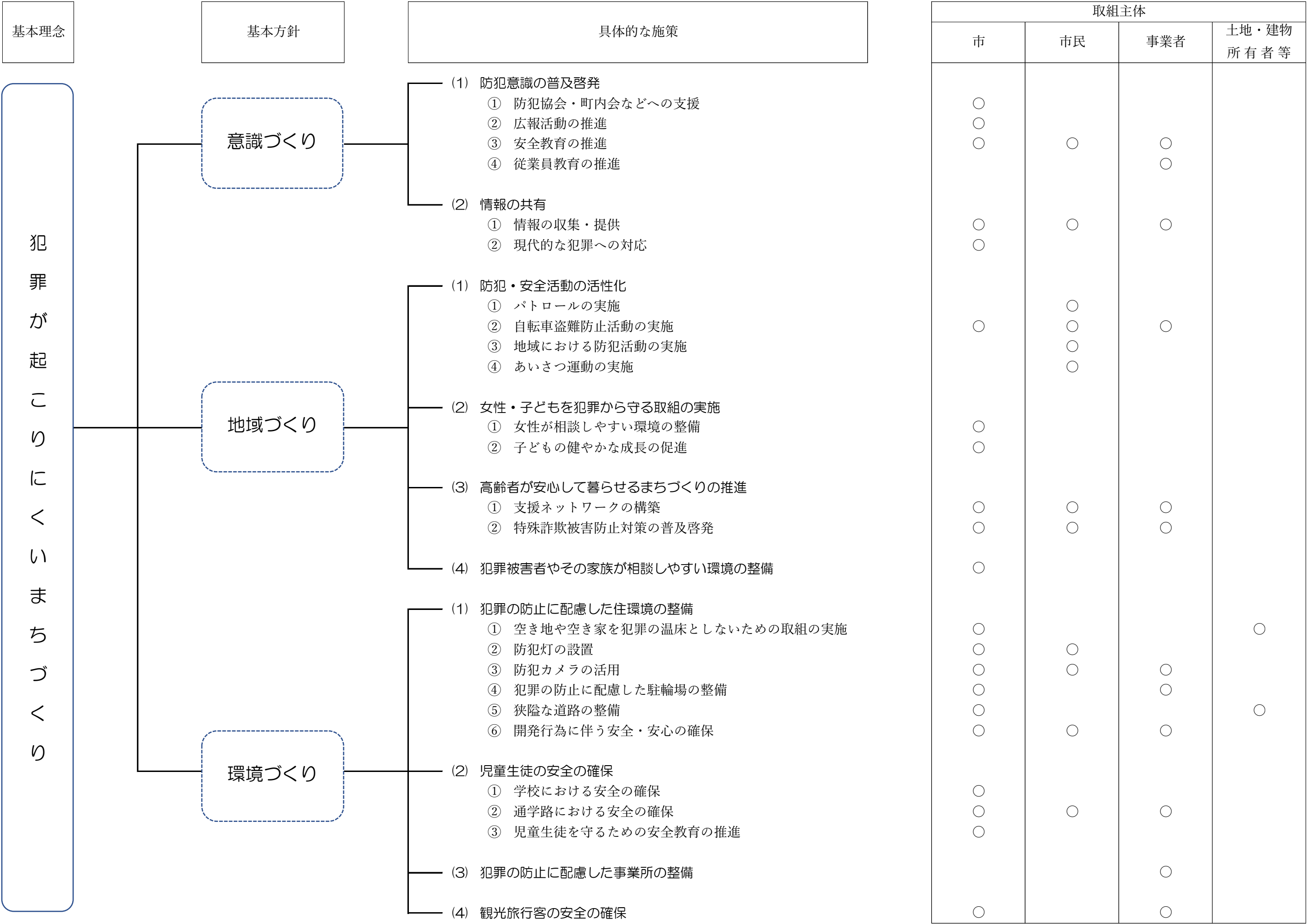
(3) 犯罪の防止に配慮した事業所の整備

◎防犯カメラなど防犯機器の設置・点検 【事業者】

(4) 観光旅行客の安全の確保

・ホームページやチラシ、観光案内所での情報の提供 【市、事業者】

第2次塩竈市地域安全まちづくり基本計画・施策体系図



第2次塩竈市地域安全まちづくり基本計画
(令和4年度～令和8年度)

発行日	令和4年3月
発 行	塩竈市市民総務部市民安全課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-6486
